

在留資格変更許可申請書

法務大臣 殿

(注) 本様式は申請書のイメージであり実際の申請には使用できません。実際の申請には、平成31年3月中旬を目途に法務省ホームページに掲載予定の様式を使用してください。

写真

出入国管理及び難民認定法第20条第2項の規定に基づき、次のとおり在留資格の変更を申請します。

1 国籍・地域 _____ 2 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 氏名 _____

4 性別 男・女 _____ 5 出生地 _____ 6 配偶者の有無 有・無 _____

7 職業 _____ 8 本国における居住地 _____

9 住居地 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

10 旅券(1)番号 _____ (2)有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

11 現に有する在留資格 _____ 在留期間 _____
 在留期間の満了日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

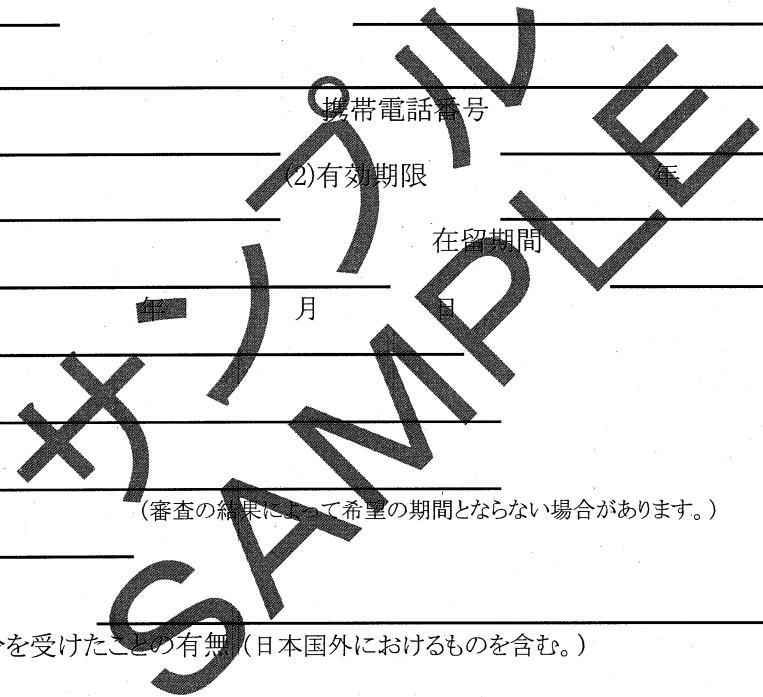
12 在留カード番号 _____

13 希望する在留資格 _____
 在留期間 _____ (審査の結果によって希望の期間とならない場合があります。)

14 変更の理由 _____

15 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無(日本国外におけるものを含む。) _____)・無
 有(具体的内容 _____)

16 在日親族(父・母・配偶者・子・兄弟姉妹など)及び同居者 _____
 有(「有」の場合は、以下の欄に在日親族及び同居者を記入してください。)・無



続柄	氏名	生年月日	国籍・地域	同居の有無	勤務先名称・通学先名称	在留カード番号 特別永住者証明書番号
				有・無		
				有・無		
				有・無		
				有・無		
				有・無		
				有・無		

(注) 裏面参照の上、申請に必要な書類を作成して下さい。

(裏)

備考
申請人等作成用2から4, 所属機関等作成用等1から5は, 在留目的に従って, 次の様式を使用してください。

在留目的	例	使用する申請書									
		申請人等作成用					所属機関等作成用等				
		1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
1 短期滞在	親族訪問, 短期商用	○	H	-	-	-	-	-	-	-	-
2 大学等において高度の専門的な能力を有する人材として研究, 研究の指導又は教育に従事すること(※) 大学等における研究の指導又は教育等	大学教授	○	I	I	-	I	-	-	-	-	
	中学校, 高等学校等における語学教育等										
3 収入を伴う芸術上の活動 収入を伴わない学術・芸術上の活動又は日本特有の文化・技芸の研究・修得	作曲家, 写真家	○	J	J	-	J	-	-	-	-	
	茶道, 柔道を修得しようとする者										
4 外国の宗教団休から派遣されて行う布教活動	司教, 宣教師	○	K	-	-	K	-	-	-	-	
5 外国の報道機関との契約に基づく報道上の活動 日本にある事業所に期間を定めて転動して研究活動に従事すること 日本にある事業所に期間を定めて転動して高度の専門的な能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること(※) 日本にある事業所に期間を定めて転動して専門的技術等を必要とする業務に従事すること	新聞記者, 報道カメラマン										
	外資系企業の研究者										
	外資系企業の駐在員	○	L	-	-	L	L	-	-	-	
6 高度の専門的な能力を有する人材として事業の経営又は管理に従事すること(※) 事業の経営又は管理	企業の社長, 取締役, 部長	○	M	-	-	M	M	-	-	-	
7 高度の専門的な能力を有する人材として研究, 研究の指導又は教育に従事すること(2に該当する場合を除く。)(※) 契約に基づき収入を伴う研究を行う活動 高度の専門的な能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること(5に該当する場合を除く。)(※) 自然科学若しくは人文科学の分野の専門的技術若しくは知識を必要とする業務又は外国の文化に基礎を有する思考等を必要とする業務に従事すること 介護又は介護の指導を行う業務に従事すること 熟練した技能を要する業務に従事すること 特定の研究活動, 研究事業活動, 情報処理活動	政府関係機関, 企業の研究者										
	機械工学等の技術者, マーケティング業務従事者	○	N	-	-	N	N	N	N	-	
	介護福祉士										
	外国料理の調理師, スポーツ指導者										
8 特定技能雇用契約に基づいて相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事すること 特定技能雇用契約に基づいて熟練した技能を要する業務に従事すること	特定技能外国人										
			V	V	-	V	V	V	V	V	
9 興行	歌手, モデル	○	O	O	O	-	-	-	-	-	
10 技能実習	技術実習生	○	Y	-	-	Y	-	-	-	-	
11 勉学	留学生	○	P	P	-	P	P	-	-	-	
12 研修	研修生	○	Q	-	-	Q	Q	Q	-	-	
	海外研修を行わない研修生, 学術的研修を行う研修生										
13 雇用・就職を目的とする者, 文化活動又は留学の在留期間を有する者の扶養を受けること 特定の研究活動等を行う者の扶養を受けること EPA看護師又は介護福祉士としての活動を行う者の扶養を受けること		○	R	-	-	R	-	-	-	-	
14 日本人, 永住者等との婚姻関係, 親子関係等に基づく本邦での居住	婚姻配偶者	○	T	T	-	-	-	-	-	-	
15 上記以外の目的(1) 上記以外の目的(2)	外交官, 公用, 弁護士, 公認会計士, 医師, 家事代理人, ワーキングホリデー, マチアススポーツ選手, インターンシップ, EPA看護師・介護福祉士, EPA看護師候補者・介護福祉士候補者, EPA就学介護福祉士候補者, 日系四世	○	U	U	U	U	U	U	-	-	
	医療活動, 起業活動	○	U	U	U	-	-	-	-	-	

(※)については, 申請人が本邦において行おうとする活動に応じて, J, K, O又はUの申請書を使用しても差し支えありません。

17 特定技能所属機関(勤務先)

(1)名称

(2)所在地

(3)電話番号

18 技能水準

分野別運用方針に定める評価方法による証明

試験による証明
合格した試験名

その他の評価方法による証明

技能実習2号を良好に修了

19 日本語能力(「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入)

分野別運用方針に定める評価方法による証明

試験による証明
合格した試験名

その他の評価方法による証明

技能実習2号を良好に修了

20 良好に修了した技能実習2号(上記18、19において技能実習2号を良好に修了を選択した場合に記入)

(1)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入)

職種

作業

良好に修了したことの証明

3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明

実習状況に関する書面による証明

(複数ある場合には(2)に記入)

(2)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入)

職種

作業

良好に修了したことの証明

3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明

実習状況に関する書面による証明

21 申請時における特定技能1号での通算在留期間(過去の在留歴を含む。「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入)

年

月

申請人等作成用 3 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

- 22 特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約の有無
 有(徴収又は管理機関名: _____ 徴収金額又は管理財産: _____)・無
- 23 特定技能雇用契約に係る申込みの取次ぎ又は外国における活動準備に関する外国の機関への費用の支払について、その額及び内訳を十分に理解して合意していることの有無(当該費用の支払がある場合に記入)
 有(外国の機関名: _____ 支払額及び内訳: _____)・無
- 24 国籍又は住居を有する国又は地域において定められる、本邦で行う活動に関連して遵守すべき手続を経ていることの有無(当該手続が定められている場合に記入) _____ 有・無
- 25 本邦において定期的に負担する費用について、対価の内容を十分に理解して合意していることの有無(当該費用の負担がある場合に記入) _____ 有・無
- 26 技能実習によって本邦において修得、習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めることの有無(技能実習の在留資格をもって在留していたことがある場合であって、「特定技能2号」での在留を希望する場合に記入) _____ 有・無
- 27 申請人につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) _____ 有・無

28 職歴

入社		退社		勤務先名称	入社		退社		勤務先名称
年	月	年	月		年	月	年	月	

29 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)

(1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____
 (3)住所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。

※ 取次者

(1)氏名 _____ (2)住所 _____
 (3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

1 雇用している外国人の氏名 _____

2 特定技能雇用契約

(1)雇用契約期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで

(2)従事すべき業務の内容(複数ある場合は全て記入)

特定産業分野 _____ 業務区分 _____

職種 主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)

他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

(3)所定労働時間(週平均) _____ 時間

所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であることの有無 _____ 有・無

(4)月額報酬 _____ 円 同等の業務に従事する日本人の月額報酬 _____ 円

報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることの有無 _____ 有・無

(5)報酬の支払方法 通貨払 口座振込み

(6)外国人であることを理由として、日本人と異なった待遇としている事項の有無 _____ (内容: _____)・無

(7)外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていることの有無 _____ 有・無

(8)雇用関係につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) _____ 有・無

(9)外国人が特定技能雇用契約終了後の帰国に要する旅費を負担することができないときは、当該旅費を負担するとともに、出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていることの有無 _____ 有・無

(10)外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていることの有無 _____ 有・無

(11)外国人の適正な在留に資するために必要な事項につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) _____ 有・無

(12)派遣先(労働者派遣の対象とする場合に記入)

氏名又は名称 _____ 法人番号(13桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

住所(所在地) _____ 電話番号 _____

代表者の氏名 _____

派遣期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで

(13)職業紹介事業者(特定技能雇用契約の成立をあっせんする職業紹介事業者がある場合に記入)

氏名又は名称 _____ 法人番号(13桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

住所(所在地) _____ 電話番号 _____

許可・届出番号 _____ 受理年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

所属機関等作成用 2 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

(14)取次機関(職業紹介事業者があつせんを行うに際し、情報の取次ぎを行う者がある場合に記入)

氏名又は名称 _____

住所(所在地) _____ 電話番号 _____

3 特定技能所属機関

(1)氏名又は名称 _____ (2)法人番号(13桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(3)業種 主たる業種を以下から選択して番号を記入(1つのみ)

他に業種があれば以下から選択して番号を記入(複数選択可) _____

- 製造業 【 ①食料品 ②繊維工業 ③プラスチック製品 ④金属製品
 ⑤生産用機械器具 ⑥電気機械器具 ⑦輸送用機械器具 ⑧その他() 】
- 卸売業 【 ⑨各種商品(総合商社等) ⑩繊維・衣服等 ⑪飲食品
 ⑫建築材料, 鉱物・金属材料等 ⑬機械器具 ⑭その他() 】
- 小売業 【 ⑮各種商品 ⑯織物・衣服・身の回り品
 ⑰飲食品(コンビニエンスストア等) ⑱機械器具小売業 ⑲その他() 】
- 学術研究, 専門・技術サービス業
【 ⑳学術・開発研究機関 ㉑専門サービス業(他に分類されないもの)
 ㉒広告業 ㉓技術サービス業(他に分類されないもの) 】
- 医療・福祉業 【 ㉔医療業 ㉕保健衛生 ㉖社会保険・社会福祉・介護事業 】
- ㉗農林業 ㉘漁業 ㉙鉱業, 採石業, 砂利採取業 ㉚建設業 ㉛電気・ガス・熱供給・水道業
㉜情報通信業 ㉝運輸・信書便事業 ㉞金融・保険業 ㉟不動産・物品賃貸業
㊱宿泊業 ㊲飲食サービス業 ㊳生活関連サービス(理容・美容等)・娯楽業
㊴学校教育 ㊵その他の教育, 学習支援業 ㊶職業紹介・労働者派遣業
㊷複合サービス事業(郵便局, 農林水産業協同組合, 事業協同組合(他に分類されないもの))
㊸その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写機, 建物サービス業, 警備業等)
㊹その他のサービス業() ㊺宗教 ㊻医療(他に分類されないもの) ㊼分類不能の産業()

(4)住所(所在地) _____ 電話番号 _____

(5)資本金 _____ 円 (6)年間売上金額(直近年度) _____ 円

(7)常勤職員数 _____ 名

(8)代表者の氏名 _____

(9)勤務させる事業所名 _____ 所在地 _____

健康保険及び厚生年金保険の適用事業所であることの有無 有・無

労災保険及び雇用保険の適用事業所であることの有無 有・無

労働保険番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(10)労働, 社会保険及び租税に関する法令の規定に違反したことの有無
有(内容: _____))・無

(11)特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に, 外国人が従事する業務と同種の業務に従事していた労働者を非自発的に離職させたことの有無
有(内容・理由: _____))・無

所属機関等作成用 3 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

- (12)特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に、特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させたことの有無
有(内容:)・無
- (13)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が法令に違反して刑に処せられたことの有無
有(内容・該当者名:)・無
- (14)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の適正な履行に影響する精神の機能の障害を有することの有無
有(内容・該当者名:)・無
- (15)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないことの有無
有(内容・該当者名:)・無
- (16)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消されたことの有無
有(内容・該当者名:)・無
- (17)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された法人の役員であったことの有無
有(内容・該当者名:)・無
- (18)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又は締結の日以後に、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことの有無
有(内容・該当者名:)・無
- (19)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が暴力団員であること又は5年以内に暴力団員であったことの有無
有(内容・該当者名:)・無
- (20)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者の法定代理人が(16)から(19)に該当することの有無(特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合に記入)
有(内容・該当者名:)・無
- (21)暴力団員又は5年以内に暴力団員であった者がその事業活動を支配する者であることの有無
有(内容:)・無
- (22)外国人の活動内容に関する文書を作成し、活動をさせる事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無
有・無
- (23)特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約があることを認識して特定技能雇用契約を締結していることの有無
有(内容:)・無
- (24)特定技能雇用契約の不履行について違約金等の支払契約を締結していることの有無
有(内容:)・無
- (25)1号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に外国人に負担させないこととしていることの有無(申請人が「特定技能1号」での入国を希望する場合に記入)
有・無
- (以下(26), (27)は外国人を労働者派遣の対象とする場合に記入)
- (26)次のいずれかに該当することの有無
有・無
(有の場合は該当するものを選択)
- ①派遣先において従事する業務の属する特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている者であること
(内容:)
- ②地方公共団体又は①に該当する者が資本金の過半数を出資していること
(内容:)
- ③地方公共団体又は①に該当する者が業務執行に実質的に関与していること
(内容:)
- ④派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合であって国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する特定機関であること
- (27)労働者派遣をすることとしている派遣先が(10)から(21)に該当していることの有無
有(内容:)・無
- (28)労災保険加入等の措置の有無
有(内容:)・無

(29)特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていることの有無	有・無
(30)外国人の報酬を、当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する振込み又は現実に支払われた額を確認できる方法によって支払われることとしており、かつ、後者の場合には、出入国在留管理庁長官に報酬の支払を裏付ける客観的な資料を提出し、その確認を受けることとしていることの有無	有・無
(31)特定技能雇用契約の適正な履行の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)	有・無
(以下(32)から(40)は申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合であって、契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託しない場合に記入)	
(32)支援責任者名 _____ 所属・役職 _____ 役員又は職員の中から支援責任者を選任していることの有無	有・無
(33)支援担当者名 _____ 所属・役職 _____ 役員又は職員の中から、業務に従事させる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していることの有無	有・無
(34)次のいずれかに該当することの有無 (有の場合は該当するものを選択) <input type="checkbox"/> ①過去2年間に於いて法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績を有すること <input type="checkbox"/> ②支援責任者及び支援担当者が過去2年以内に法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の生活相談等に從事した経験を有すること <input type="checkbox"/> ③その他支援業務を適正に実施できる事情を有すること(内容: _____)	有・無
(35)1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を、外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していることの有無	有・無
(36)1号特定技能外国人支援の状況に関する文書を作成し、1号特定技能外国人支援を行う事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無	有・無
(37)支援責任者及び支援担当者が、1号特定技能外国人支援計画の単立な実施を行うことができる立場の者であることの有無	有・無
(38)特定技能雇用契約締結の日前5年以内又は締結の日以後に適合1号特定技能外国人支援計画に基づく1号特定技能外国人支援を怠ったことの有無 有(内容: _____)	有・無
(39)支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施できる体制を有していることの有無	有・無
(40)適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)	有・無
4 1号特定技能外国人支援計画(申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入)	
(1)在留資格変更前に、特定技能雇用契約の内容、本邦において行うことができる活動の内容、上陸及び在留のための条件その他の本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する情報の提供を外国人が十分に理解することができる言語により実施することとしていることの有無	有・無
(2)上記(1)について、対面により、又はテレビ電話装置その他の方法により行うこととしていることの有無	有・無
(3)出国時に港又は飛行場への送迎をすることとしていることの有無	有・無
(4)適切な住居の確保に係る支援をすることとしていることの有無	有・無
(5)金融機関における預金口座等の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすることとしていることの有無	有・無

- (6)在留資格変更後に、本邦での生活一般に関する事項、国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続、相談又は苦情の申出に関する連絡先、十分に理解することができる言語で医療を受けることができる医療機関に関する事項、防災・防犯に関する事項、緊急時における対応に必要な事項及び外国人の法的保護に必要な事項に関する情報の提供を外国人が十分に理解することができる言語により実施することとしていることの有無 有・無
- (7)外国人が国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続を履行するに当たり、必要に応じ、関係機関への同行その他の必要な措置を講ずることとしていることの有無 有・無
- (8)日本語を学習する機会を提供することとしていることの有無 有・無
- (9)外国人が十分に理解することができる言語により、相談又は苦情の申出に対して、遅滞なく、適切に応じるとともに、必要な措置を講ずることとしていることの有無 有・無
- (10)外国人と日本人の交流の促進に係る支援をすることとしていることの有無 有・無
- (11)外国人が、その責めに帰すべき事由によらずに特定技能雇用契約を解除される場合は、転職支援をすることとしていることの有無 有・無
- (12)支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督者と、外国人と行う場合には外国人が十分に理解することができる言語により、定期的な面談を実施し、問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報することとしていることの有無 有・無
- (13)1号特定技能外国人支援計画を日本語及び外国人が十分に理解することができる言語により作成し、当該外国人にその写しを交付することとしていることの有無 有・無
- (14)特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる事項を1号特定技能外国人支援計画に記載していることの有無(当該事項が定められている場合に記入) 有・無
- (15)支援の内容が外国人の適正な在留に資するものであり、かつ支援を実施する者において適正に実施することができるものであることの有無 有・無
- (16)1号特定技能外国人支援計画の内容につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) 有・無

5 登録支援機関(申請人が「特定技能(1号)」等の在留を希望する場合であって、契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合に記入)

- (1)氏名又は名称 _____ (2)法人番号(13桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
- (3)住所(所在地) _____ 電話番号 _____
- (4)代表者の氏名 _____
- (5)登録番号 _____ (6)登録年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- (7)支援を行う事務所の名称 _____ (8)所在地 _____
- (9)支援責任者名 _____ (10)支援担当者名 _____
- (11)対応可能言語 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 特定技能所属機関名、代表者氏名の記名及び押印/申請書作成年月日

印 年 月 日

注意

申請書作成後申請まで記載内容に変更が生じた場合、特定技能所属機関が変更箇所を訂正し、押印すること。

別紙 職種一覧

1	経営
2	管理業務(経営者を除く)
3	調査研究
4	技術開発(農林水産分野)
5	技術開発(食品分野)
6	技術開発(機械器具分野)
7	技術開発(その他製造分野)
8	生産管理(食品分野)
9	生産管理(機械器具分野)
10	生産管理(その他製造分野)
11	建築・土木・測量技術
12	情報処理・通信技術
13	法律関係業務
14	金融・保険
15	コピーライティング
16	報道
17	編集
18	デザイン
19	教育(教育機関)
20	教育(教育機関を除く)
21	翻訳・通訳
22	海外取引業務
23	企画事務(マーケティング, リサーチ)
24	企画事務(広報・宣伝)
25	会計事務
26	法人営業
27	CADオペレーション
28	調理
29	外国特有の建築技術
30	外国特有の製品製造
31	宝石・貴金属・毛皮加工
32	動物の調教
33	石油・地熱等掘削調査
34	パイロット
35	スポーツ指導
36	ソムリエ
37	介護福祉士
38	研究
39	研究の指導
40	情報処理・通信技術者
41	記者
42	報道カメラマン
43	医師
44	歯科医師
45	薬剤師
46	看護師
47	保健師
48	助産師
49	准看護師
50	歯科衛生士

51	診療放射線技師
52	理学療法士
53	作業療法士
54	視能訓練士
55	臨床工学技師
56	義肢装具士
57	弁護士
58	司法書士
59	弁理士
60	土地家屋調査士
61	外国法事務弁護士
62	公認会計士
63	外国公認会計士
64	税理士
65	社会保険労務士
66	行政書士
67	海事代理人
68	著述家
69	美術家・写真家
70	音楽家・舞踊芸術家
71	宗教家
72	家事使用人
73	スポーツ
74	その他のサービス職業従事者(他に分類されないもの)
75	農林漁業従事者
76	製品製造・加工処理従事者(金属製品)
77	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)
78	機械組立従事者
79	機械整備・修理従事者
80	機械検査従事者
81	建設躯体工事従事者
82	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)
83	その他の建設・採掘従事者(他に分類されないもの)
84	運搬・清掃・包装等従事者
85	外交
86	公用
87	その他